

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>はまた他の政治団体若しくは略称 はまた他の政治団体若しくは略称 はまた他の政治団体若しくは略称</p>	<p>点 字 投 票</p> <p>第二十五回 参議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> 
--	---